

# 自然・史跡保全に入域料

## 政府・自民 自治体徴収へ立法

政府・自民党は、貴重な自然や文化財の保全を図る「地域の自然資産区域」を自治体が設け、観光客から入域料を徴収して保全費に充てることを認める法案を、今国会にも議員立法で提出する方針を固めた。環境保全のため、観光客への負担を求める「受益者負担」を法的に位置づけるのは初めて。保全費不足に悩む自治体を中心に導入の動きが広がるとみられ、他党の合意を得て早期に成立させる考えだ。(解説第2面)

法案原案では、都道府県や市町村は、美しい自然や学術上価値の高い史跡、庭園といった名勝地など環境

保全を図る上で重要な区域を、学識経験者の意見などを参考に指定。区域に出入りする観光客から入域料

を徴収し、地域の資産として保全するための費用に充てることのできることに。徴収を希望する自治体は「地域計画」を策定して額や徴収方法、用途などを定める。使途は登山道の維持管理や避難対策、トイレ整備など幅広い目的に充てること想定されている。

また自治体は、将来にわたる自然環境が守られるよう、民間のナショナル・トラスト運動のように区域内の土地を取得する「自然環境トラスト活動」を推進すると規定。活動主体の一般社団法人を環境相などが

### 受益者負担の事例 (2013年の環境省調査などから作成)

場所	内容	主な使途
 白神山・暗門の滝 (青森県)	森林環境整備推進協力金として募金1人300円	歩道やトイレの整備
 富士山 (静岡県、山梨県)	富士山保全協力金として登山者1人原則1000円(今夏から)	安全対策
 中部山岳国立公園・乗鞍湖分池 (岐阜県)	乗鞍環境保全税として駐車料金3000円(観光バス)	清掃、環境調査
 屋久島 (鹿児島県)	山岳部保全募金として1人500円	トイレの維持管理、尿搬出
 宮古島 (沖縄県)	美ら海協力金としてダイビング参加者1人500円	海洋保全、水産業振興

「自然環境トラスト法人」に認定し、自治体は、法人の活動を支える基金を設けることができることとした。

ナショナル・トラスト運動 自然環境や歴史的環境を守るため、寄付を集めて土地を買い取るなどし、保全・管理する市民運動。19世紀に英国で始まった。国内では、天神崎(和歌山県)や鎌倉(神奈川県)での運動が知られている。

世界文化遺産に登録された富士山で、静岡、山梨両県が今夏から登山者を対象に、原則1000円の協力金を任意で徴収することを決めるなど、保全費を観光客に求める自治体は増えている。一方で、観光客の減少を恐れて、導入をためらう自治体も多い。

法案化を目指す自民党議員は「国のルールを整備することで、環境保全に必要な財源が確保しやすくなる」と説明。政府・自民党は、入域料の対象地域の所管が複数の省庁にまたがるため、議員立法の方がスムーズに法制化できると判断したといい、他党の合意が得られれば、衆参環境委員会の委員長提案として法案が提出される見通しだ。

5/11 読売

# 保全は受益者負担で

## 入域料法案化

一面

貴重な自然環境を守るに  
は、恩恵を受ける観光客や  
地元住民に負担を求めるこ  
ともやむを得ない。今回の  
法案は、こうした「受益  
者負担」の考え方を国民に  
広く浸透させる狙いがあ  
る。

世界遺産や国立公園を擁する自治体が「利用料」を徴収する例は多いが、地元の合意形成が難航するケースも目立つ。年間約9万人が入山する世界自然遺産の屋久島（鹿児島県）ではトイレの維持管理だけで年間2000万円近くかかり、入山料や入島税導入の議論が進むが、観光客の減少を恐れる声も強

（社会部 稲村雄輝）

# 環境保全へ「入域料」

## 自民が法案 議員立法目指す

地域の自然環境を守るため、自治体が観光客らから「入域料」を徴収して保全できるようにする自民党の法案の概要が13日、分かった。他党にも呼び掛け、議員立法で今国会提出を目指す。

## 自治体の徴収可能に

保全費の不足に悩む自治体が多い中、利用者負担に法的根拠を与えることで、遊歩道やトイレ整備などの費用に充てることのできるようになる。

具体的には、国立公園や名勝地、特別天然記念物の動物、植物が生息する地域などを想定。法案は都道府県や市町村がごうじた地域を「自然遺産区域」に指定し、入域料の徴収額や用途などを盛り込んだ地域計画を作成するとした。

法案は貴重な自然を後世に残す市民運動「ナショナルトラスト」を参考にし、知事や国がトラスト活動に取り組み法人を認定した上で、企業や個人からの寄付金を募ることができるとも規定している。

観光客の減少を恐れ、自治体が入域料を低めに設定した場合、十分な保全費を確保できなくなるのが予想される。このため不足する保全費を「自然環境トラスト活動」

の寄付金で賄うという考えだ。

利用者負担をめぐっては、世界文化遺産に登録された富士山で、山梨、静岡両県が今年の夏から登山者を対象に千円の入山料を任意で徴収することを決めており、各地で保全費の確保が課題になっている。

## 利用者負担

## 公平さ課題

国立公園などの貴重な自然環境を守るため、自治体を利用者に一定の費用負担を求めるところへの理解は広がっているが、公平に徴収できるかどうかなど課題も多い。

約1800人から回答を得た昨年8月の内閣府の世論調

査では、国立公園内の登山道やトイレといった施設の維持管理費を誰が負担すべきか聞いたところ、利用者の負担に理解を示す人が8割近くに上った。

公園を適切に管理するため入園料を支払うとしたら幾らまでかという質問では「500円まで」と「千円まで」の回答が8割を超えた一方、「払いたくないはずだった」。今回の法案は、こうした世論も背景に、自治体による「入域料」徴収を法律で明確に位置付け、自然環境の保護に向けた自発的な取り組みを広く促すのが狙いだ。

ただ、富士山の入山料を登山客に任意で求めることを決めた山梨、静岡両県は、正規の登山口以外にも多くの場所から登山できることから、強制的な徴収は今のところ見送っている。徴収コストがかかる上に「登山者全員から集めることが難しい」（担当者）からだという。